

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年9月26日
【中間会計期間】	第144期中（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大嶽 史記夫
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	東京（03）3746－5100（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 赤司 忠生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	東京（03）3746－5100（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 赤司 忠生
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 （大阪市北区曽根崎二丁目16番19号 りそな梅田ビル） 東海カーボン株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 名古屋国際センタービル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第142期中	第143期中	第144期中	第142期	第143期
会計期間	自平成15年 1月1日 至平成15年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成15年 1月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日
売上高（百万円）	28,410	32,555	34,132	59,852	67,034
経常利益（百万円）	2,561	4,592	5,866	5,163	9,591
中間（当期）純利益（百万円）	1,759	640	2,934	3,321	2,558
純資産額（百万円）	66,983	73,441	75,613	70,815	74,315
総資産額（百万円）	109,762	122,959	126,676	119,004	124,944
1株当たり純資産額（円）	328.77	360.72	380.46	347.43	369.35
1株当たり中間（当期）純利益（円）	8.64	3.15	14.67	16.04	12.22
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	13.36	—	11.78
自己資本比率（％）	61.0	59.7	59.7	59.5	59.5
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	3,705	3,309	5,080	8,183	10,354
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,580	△1,531	△3,694	△4,442	△3,804
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,126	△797	△1,303	△1,310	△4,082
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（百万円）	15,623	17,778	19,369	16,781	19,177
従業員数 （外、平均臨時従業員数）（名）	1,336 (369)	1,372 (435)	1,402 (482)	1,390 (389)	1,349 (437)

（注）1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 平成16年6月期中間連結会計期間以前の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の金額については、潜在株式がないため記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第142期中	第143期中	第144期中	第142期	第143期
会計期間	自平成15年 1月1日 至平成15年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成15年 1月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日
売上高（百万円）	22,035	23,783	25,602	45,852	49,375
経常利益（百万円）	2,338	3,334	4,432	4,177	6,873
中間（当期）純利益（百万円）	1,714	255	2,295	2,880	972
資本金（百万円）	15,436	15,436	15,436	15,436	15,436
発行済株式総数（株）	204,089,391	204,089,391	204,089,391	204,089,391	204,089,391
純資産額（百万円）	64,439	70,304	70,499	67,898	69,959
総資産額（百万円）	95,577	105,522	109,127	103,202	107,832
1株当たり純資産額（円）	316.29	345.31	354.73	333.23	348.04
1株当たり中間（当期）純利益（円）	8.42	1.25	11.47	13.99	4.61
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	10.45	—	4.44
1株当たり中間（年間）配当額（円）	2.50	2.50	3.00	5.00	5.00
自己資本比率（％）	67.4	66.6	64.6	65.8	64.9
従業員数 （外、平均臨時従業員数）（名）	720 (263)	675 (280)	667 (324)	699 (270)	663 (298)

（注） 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 平成16年6月期中間会計期間以前の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の金額については、潜在株式がないため記載していない。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社となった会社は以下のとおりである。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金の援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員	当社従業員			
三友プレーキ株式会社	埼玉県小川町	10	炭素製品事業	57.1 (57.1)	1	1	—	—	—

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

2 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合を示している。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成17年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
炭素製品	1,140 (445)
工業炉及び関連製品	201 (23)
その他	61 (14)
合計	1,402 (482)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成17年6月30日現在

従業員数（名）	667 (324)
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載している。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、原油価格の高騰や情報関連分野の在庫調整の影響があったが、企業収益の改善を受け、設備投資が着実に増加し、また個人消費も緩やかに持ち直すなど、景気は底堅く推移した。

このような状況の中で、当社グループは「炭素材料のグローバルリーダー」という企業像を目指し、3カ年の経営重点目標「T-2006」の2年目に当たる当連結会計年度は、引き続きコスト削減を推し進めるとともに、積極的な営業活動を展開し、収益向上に努めた。また、製造面では、当社が黒鉛電極としては最大の直径である32インチ（800mm）サイズの製品化に、国内で初めて成功した。現在、32インチサイズ電極は、世界では数社の電炉メーカーが使用しており、今後の需要の伸びが期待されている。設備面においても、現在、アジア地区におけるカーボンブラックの需要増加に備えて、中国天津市に工場を新設し、またタイ国では工場の増設を行っているが、いずれも、年内完成をめどに進めている。国内では、グループ企業の東海高熱工業株式会社が生産拠点の再編を進めており、グループを挙げて旺盛な需要に対して供給責任を果たせるよう、設備の増強や効率化を図っている。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は、工業炉及び関連製品事業部門の需要が伸び悩んだものの、炭素製品事業部門は堅調な需要に支えられて伸長したことに加え、主力製品について原料価格の上昇に対応した売価改定も実施したので、前年同期比4.8%増の341億3千2百万円となった。損益面では、一部の原材料価格が上昇したが、売価改定やコストダウンの実施により、経常利益は58億6千6百万円、前年同期比27.7%の増益となった。また、中間純利益は、ファインカーボンの欧州訴訟損失引当金繰入額4億3千6百万円などを特別損失に計上したが、29億3千4百万円、前年同期比358.1%の増益となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

〔炭素製品事業部門〕

カーボンブラックは、国内では、主な需要先であるタイヤ業界の生産が、旺盛な輸出需要に支えられて増産となり、需要は好調に推移した。また、昨年後半に実施した価格改定も加わり、売上は増収となった。海外のタイヤ会社の売上も、旺盛なタイヤ需要に支えられ、引き続き高水準に推移した。

人造黒鉛電極は、国内では、主要な需要先である電炉鋼業界が、輸入鋼材流入などの影響を受け普通鋼を減産した結果、需要が減少したが、国内需要の減少分を海外向けで補う販売政策を採ったので、販売数量は増加し、国内外の売価改定と併せて、売上は伸長した。

ファインカーボンは、主な需要先である半導体関連業界向けの製品は、昨年から引き続き好調を維持し、加えて米国、中国を中心とした海外向け需要も増加したが、新エネルギー関連製品の出荷が大幅に減ったため、売上は減少した。

摩擦材は、主要な需要先である建設機械業界が欧米やアジア向け需要の増加、農業機械業界が北米の住宅着工需要の盛り上がり、また産業機械業界が中国の設備投資需要により、それぞれ増産となったので、これらの業界向けの販売は増加した。さらに、グループ子会社の出荷も順調に推移したので、売上は大幅に伸長した。

この結果、当事業部門の売上高は305億6千6百万円、前年同期比7.9%の増収となった。損益面については、一部原材料価格が上昇したものの、引き続きコストダウンに注力し、併せて価格改定が寄与したので、営業利益は50億3百万円、前年同期比28.5%の増益となった。

〔工業炉及び関連製品事業部門〕

主な取引先である情報技術関連業界は、価格競争と需要の多様化が激化する中で、一部に設備投資の抑制や延期の動きが見られたため、加熱装置の受注は減少した。また、発熱体についても、東海高熱工業株式会社の生産体制再編成の過程で一時生産を中止した影響もあり、売上は減少した。

この結果、当事業部門の売上高は31億5千4百万円、前年同期比17.1%の減収となったものの、損益面においては、コスト削減と効率的生産体制の推進など収益構造の改善に努めたので、営業利益は4億8千9百万円、前年同期比9.3%の増益となった。

〔その他事業〕

不動産賃貸等の売上高は、4億1千2百万円、前年同期比0.6%の減収となったが、営業利益は1億7千3百万円、前年同期比45.9%の増益となった。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりである。

〔日本〕

ファインカーボン、工業炉及び関連製品事業の売上げが減少したが、カーボンブラック、人造黒鉛電極、摩擦材の売上げが増加したため、売上高は296億8千5百万円、前年同期比2.8%の増収となった。損益面については、一部原材料価格が上昇したものの、引き続きコストダウンに注力し、併せて価格改定が寄与したので、営業利益は50億1千8百万円、前年同期比22.6%の増益となった。

〔その他〕

タイ子会社の売上げが、旺盛なタイヤ需要に支えられ、引き続き高水準に推移したこと等により、売上高は44億4千7百万円、前年同期比21.0%の増収となった。損益面については、引き続きコストダウンに注力したので、営業利益は6億5千5百万円、前年同期比73.7%の増益となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、税金等調整前中間純利益が52億9千9百万円であったこと等により、前中間連結会計期間末に比べ15億9千万円増加し、193億6千9百万円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益の増加等により、50億8千万円と前年同期比17億7千万円の増加となった。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、東海炭素（天津）有限公司におけるカーボンブラック工場新設等により有形固定資産の取得が増加したこと等により、36億9千4百万円と前年同期比21億6千2百万円の支出増加となった。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出が10億3千7百万円となったこと等により13億3百万円の支出となり、前年同期比5億5百万円の支出増加となった。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
炭素製品	29,194	108.0
工業炉及び関連製品	2,662	74.4
その他	127	71.9
計	31,984	103.9

（注）1 金額は販売価格によっている。

2 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

なお、工業炉及び関連製品とその他を除く製品については、主として見込み生産を行っている。

区分	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高 （百万円）	前年同期比（％）
工業炉及び関連製品	3,003	85.9	2,077	98.9
その他	130	89.1	60	95.9
計	3,134	86.1	2,138	98.8

(注) 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
炭素製品	30,566	107.9
工業炉及び関連製品	3,154	82.9
その他	412	99.4
計	34,132	104.8

(注) 上記金額には消費税等は、含まれていない。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はない。

5【研究開発活動】

当社グループは、当社の開発・技術部門と連携のもと、富士研究所、知多研究所、防府研究所及び田ノ浦研究所が主体となり、基礎研究をベースにした新製品の研究、応用工業化技術開発及び既存製品の高度化、品質改良など諸研究開発を積極的に推進している。

なお、当連結会計年度の研究開発費は720百万円である。

(1) 炭素製品事業

当社において、成長分野に位置するファインカーボン、同セラミックスは優れた材料特性を有し、用途は多岐にわたるが、近年、エネルギー、半導体、エレクトロニクス、高温断熱材、環境分野への伸びが著しく、これらハイテク型新ニーズに合った新製品の開発を行っている。

なお、当事業に係る研究開発費は676百万円である。

(2) 工業炉及び関連製品事業

東海高熱工業株式会社において、ファインセラミックス原料、特に機能性セラミックス原料及び材料の熱処理用途として、高効率熱処理電気炉、省エネルギー炉を開発し、また、炉内温度、雰囲気状況を把握するためのシミュレーション技術の確立に取り組み、さらに廃棄物処理に関連した灰溶融炉など新用途への加熱炉の展開を進めている。また、自社固有技術である炭化けい素発熱体・高温構造物及びセラミック抵抗体をベースに新製品・新用途開発の積極的な展開を図っている。

なお、当事業に係る研究開発費は44百万円である。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前連結会計年度末において計画中であった当社田ノ浦工場における黒鉛材生産設備整備については平成17年5月に完了した。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は、次のとおりである。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
東海カーボン(株) 知多研究所	愛知県武豊町	炭素製品	高機能性カーボン製造設備	165	49	自己資金	平成17年 1月	平成17年 12月	年産 60トン
東海カーボン(株) 防府工場	山口県防府市	炭素製品	ニップル生産設備整備	210	—	自己資金	平成17年 4月	平成18年 1月	—
東海カーボン(株) 防府工場	山口県防府市	炭素製品	スーパーサイズ電極生産設備整備	190	56	自己資金	平成17年 5月	平成18年 1月	—

(注) 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	598,764,000
計	598,764,000

(注) 定款上会社が発行する株式の総数は次のとおり定められている。

当会社の発行する株式の総数は、5億9,876万4千株とする。但し、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成17年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成17年9月26日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	204,089,391	同左	東京証券取引所（市場第一部）	—
計	204,089,391	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成17年9月1日から半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

(2)【新株予約権等の状況】

商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成16年8月10日発行）

	中間会計期間末現在 （平成17年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成17年8月31日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000	10,000
新株予約権の数（個）	10,000	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,607,843 （注）	19,607,843 （注）
新株予約権の行使時の払込金額（千円）	1個につき 1,000	同左
新株予約権の行使期間	自 2004年8月24日 至 2008年7月25日 （いずれもロンドン時間）	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（千円）	発行価格 1個につき 1,000 資本組入額 1個につき 500	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の目的となる株式の数について

新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。記載した株数は、新株予約権付社債の残高を当該時点での転換価額（510円）で除した数である。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年1月1日～ 平成17年6月30日	—	204,089,391	—	15,436	—	10,873

(4) 【大株主の状況】

平成17年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティサービス信託 銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海1-8-11	22,989	11.26
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社信託口	東京都港区浜松町2-11-3	18,056	8.84
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	6,990	3.42
ザチエスマンハッタンバン クエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	5,997	2.93
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社 三菱化学株式会社退職給付信 託口	東京都港区浜松町2-11-3	5,900	2.89
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2-6-3	5,844	2.86
東京海上日動火災保険株式会 社	東京都千代田区丸の内1-2-1	5,835	2.85
東海カーボン株式会社	東京都港区北青山1-2-3	5,354	2.62
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	5,102	2.49
バンクオブニューヨークヨー ロッパリミテッドルクセンブ ルグ131800 (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	6D ROUTE DE TREVES L-2633 SENNHGERBERG (東京都中央区日本橋兜町6-7)	4,080	1.99
計	—	86,150	42.21

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年 6 月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 5,346,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 195,373,000	195,373	—
単元未満株式	普通株式 3,370,391	—	1 単元（1,000株）未 満の株式
発行済株式総数	204,089,391	—	—
総株主の議決権	—	195,373	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が7,000株（議決権 7 個）含まれている。

② 【自己株式等】

平成17年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
（自己保有株式） 東海カーボン株式会社	東京都港区北青山1- 2-3	5,346,000	—	5,346,000	2.61
計	—	5,346,000	—	5,346,000	2.61

（注） 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が、7,000株ある。当該株式は「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄に含まれている。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
最高（円）	404	424	457	479	472	469
最低（円）	381	392	421	410	432	442

（注） 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までに役員の異動はない。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前中間連結会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前中間会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）及び前中間会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）並びに当中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）及び当中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成16年12月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		11,910		15,494		12,648	
受取手形及び売掛金		21,623		21,889		23,841	
たな卸資産		14,060		15,834		14,445	
繰延税金資産		1,741		852		1,100	
その他		9,054		5,102		8,217	
貸倒引当金		△82		△80		△81	
流動資産合計			58,307 47.4		59,093 46.6		60,172 48.2
II 固定資産							
1 有形固定資産	※ 1 ※ 2						
建物及び構築物		10,871		10,951		10,601	
機械装置及び運搬具		11,589		11,138		11,167	
炉		1,112		1,501		1,255	
土地		8,277		7,398		7,400	
建設仮勘定		663		3,869		1,611	
その他		708		689		633	
有形固定資産合計		33,223		35,549		32,671	
2 無形固定資産							
ソフトウェア		425		453		286	
その他		47		40		42	
無形固定資産合計		473		493		329	
3 投資その他の資産							
投資有価証券		27,896		28,436		28,650	
繰延税金資産		324		331		340	
その他	※ 4	2,917		2,954		2,964	
貸倒引当金		△182		△183		△184	
投資その他の資産合計		30,955		31,539		31,771	
固定資産合計			64,652 52.6		67,582 53.4		64,771 51.8
資産合計			122,959 100.0		126,676 100.0		124,944 100.0

		前中間連結会計期間末 (平成16年6月30日)			当中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)			前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成16年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
支払手形及び買掛金		8,971			9,941			10,916		
短期借入金	※2 ※3	19,237			8,075			7,541		
未払法人税等		1,836			2,258			1,986		
未払費用		1,596			1,795			1,804		
賞与引当金		252			260			218		
訴訟損失引当金	※4	457			931			494		
その他		1,444			2,176			1,714		
流動負債合計			33,797	27.5		25,439	20.1		24,676	19.7
II 固定負債										
新株予約権付社債		—			10,000			10,000		
長期借入金	※2	448			196			357		
繰延税金負債		8,797			8,291			8,755		
退職給付引当金		970			909			966		
役員退職慰労引当金		285			345			303		
その他		761			902			847		
固定負債合計			11,264	9.2		20,644	16.3		21,229	17.0
負債合計			45,062	36.7		46,084	36.4		45,906	36.7
(少数株主持分)										
少数株主持分			4,455	3.6		4,977	3.9		4,722	3.8
(資本の部)										
I 資本金			15,436	12.6		15,436	12.2		15,436	12.4
II 資本剰余金			10,873	8.8		10,875	8.6		10,874	8.7
III 利益剰余金			36,037	29.3		39,813	31.4		37,447	30.0
IV その他有価証券評価差額金			11,376	9.2		11,585	9.2		11,760	9.4
V 為替換算調整勘定			△171	△0.1		2	0.0		△141	△0.1
VI 自己株式			△111	△0.1		△2,099	△1.7		△1,062	△0.9
資本合計			73,441	59.7		75,613	59.7		74,315	59.5
負債、少数株主持分及び資本合計			122,959	100.0		126,676	100.0		124,944	100.0

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年 6 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 売上高			32,555	100.0		34,132	100.0
II 売上原価			23,098	71.0		23,054	67.5
売上総利益			9,457	29.0		11,077	32.5
III 販売費及び一般管理費							
販売費	※ 1	1,745		1,880		3,697	
一般管理費	※ 2	3,321	5,067	15.5	3,576	5,457	16.0
営業利益			4,389	13.5		5,620	16.5
IV 営業外収益							
受取利息	※ 3	127		5		135	
受取配当金		138		154		223	
賃貸料		147		140		291	
為替差益		57		135		57	
持分法による投資利益		—		15		—	
雑収入		85	556	1.7	135	585	1.7
V 営業外費用							
支払利息		154		99		270	
持分法による投資損失		7		—		6	
雑支出		190	352	1.1	239	339	1.0
経常利益			4,592	14.1		5,866	17.2
VI 特別利益							
投資有価証券売却益		247		—		247	
土地売却益		2		—		98	
為替差益	※ 4	—	249	0.8	—	—	—

		前中間連結会計期間 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年 6 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
VII 特別損失							
減損損失	※ 6	—			—		1,017
欧州訴訟損失	※ 7	1,608			—		1,608
固定資産売却損	※ 8	997			—		999
訴訟損失引当金繰 入額		457			436		494
子会社株式売却損		130			—		132
為替差損	※ 4	78			46		—
事業再編構築費用	※ 5 ※ 6	—			70		184
特別退職金		—			11		—
会員権売却損		—		10.1	1		—
固定資産除却損		—			—		72
子会社清算損		—	3,272		—	566	1.7
税金等調整前中間 (当期) 純利益			1,569	4.8		5,299	15.5
法人税、住民税及 び事業税		1,848			2,218		3,286
法人税等調整額		△1,126	722	2.2	△81	2,136	6.2
少数株主利益			206	0.6		228	0.7
中間 (当期) 純利 益			640	2.0		2,934	8.6

③【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年 6 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)		前連結会計年度 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年12月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）		金額（百万円）		金額（百万円）	
(資本剰余金の部)							
I 資本剰余金期首残高			10,873		10,874		10,873
II 資本剰余金増加高							
1 自己株式処分差益		0	0	0	0	1	1
III 資本剰余金中間期末 (期末) 残高			10,873		10,875		10,874
(利益剰余金の部)							
I 利益剰余金期首残高			35,955		37,447		35,955
II 利益剰余金増加高							
1 中間（当期）純利益		640	640	2,934	2,934	2,558	2,558
III 利益剰余金減少高							
1 配当金		509		502		1,018	
2 取締役賞与		49	558	65	567	49	1,067
IV 利益剰余金中間期末 (期末) 残高			36,037		39,813		37,447

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
1 税金等調整前中間 (当期) 純利益		1,569	5,299	5,425
2 減価償却費		1,749	1,707	3,618
3 減損損失		—	—	1,017
4 連結調整勘定償却額		19	△6	19
5 貸倒引当金の減少額		△2	△2	△2
6 賞与引当金の増加額		70	40	36
7 退職給付引当金の増 加額又は減少額		0	△59	△3
8 前払年金費用の減少 額		0	55	32
9 役員退職慰労引当金 の増加額又は減少額		△45	19	△27
10 訴訟損失引当金の増 加額		457	436	494
11 受取利息及び受取配 当金		△265	△159	△359
12 為替差損益(益は△)		△25	△105	45
13 持分法による投資損 益(益は△)		7	△15	6
14 支払利息		154	99	270
15 為替差損益(特別損 益、益は△)	※ 2	78	46	△1
16 投資有価証券売却益		△247	—	△247
17 土地売却益		△2	—	△98
18 事業再編構築費用		—	70	184
19 欧州訴訟損失		1,608	—	1,608
20 固定資産売却損		997	—	999
21 子会社株式売却損		130	—	132
22 固定資産除却損		—	—	72
23 子会社清算損		—	—	2
24 売上債権の増加額又 は減少額		△698	1,993	△2,888
25 たな卸資産の増加額 又は減少額		497	△1,354	131
26 仕入債務の増加額又 は減少額		67	△974	1,967
27 仮納付金の減少額		—	—	3,209
28 取締役賞与の支払額		△49	△65	△49
29 その他		△109	△80	178
小計		5,964	6,948	15,777
30 利息及び配当金の受 取額		160	203	381
31 利息の支払額		△157	△88	△250
32 欧州委員会への課徴 金の支払額		—	—	△1,608
33 民事請求和解金の支 払額		△423	—	△423

		前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
34 法人税等の支払額		△2,233	△1,983	△3,520
営業活動によるキャッ シュ・フロー		3,309	5,080	10,354
Ⅱ 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
1 定期預金の預入によ る支出		—	—	△229
2 定期預金の払戻によ る収入		114	350	—
3 有形固定資産の取得 による支出		△2,169	△3,827	△4,358
4 有形固定資産の売却 による収入		10	—	116
5 無形固定資産の取得 による支出		△23	△229	△38
6 投資有価証券の売却 による収入		350	—	350
7 連結の範囲の変更を 伴う子会社株式の取 得による収入		—	3	—
8 子会社株式の追加取 得による支出		△33	—	△33
9 子会社新規設立に伴 う少数株主の出資に よる収入		245	—	408
10 連結の範囲の変更を 伴う子会社株式の売 却による収入		0	—	0
11 その他		△26	8	△21
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△1,531	△3,694	△3,804
Ⅲ 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
1 短期借入金の純増減 額		△106	589	△11,759
2 長期借入れによる収 入		390	250	886
3 長期借入金の返済に よる支出		△514	△565	△1,159
4 新株予約権付社債の 発行による収入		—	—	10,000
5 自己株式の取得によ る支出		—	△1,037	△976
6 配当金の支払額		△509	△502	△1,018
7 少数株主への配当金 の支払額		△33	△37	△58
8 その他		△23	0	3
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△797	△1,303	△4,082

		前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額	※ 1	15	109	△72
V 現金及び現金同等物の 増加額		997	192	2,395
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		16,781	19,177	16,781
VII 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高		17,778	19,369	19,177

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 20社 連結子会社の名称 東海高熱工業(株)、東海マテリアル(株)、東海セイコーエンジ(株)、グラフアイト化工(株)、オリエンタル産業(株)、ティー・シー・ファイナンス(株)、東海運輸(株)、東海テクノトレーディング(株)、東京精工(株)、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、東海炭素(天津)有限公司、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES(PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT AB、エレマ産業(株)、上海東海高熱耐火制品有限公司 なお、従来連結子会社であったTOKAI CARBON PORTUGAL,LDA.は、当中間連結会計期間においてその持分をすべて売却したため、連結の範囲から除外している。 また、東海炭素(天津)有限公司は、当連結会計年度に新規設立されたため、連結の範囲に含めている。 (2) 非連結子会社の名称等 (株)名古屋グリーン倶楽部、(株)ランコムトーヨー (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。	(1) 連結子会社の数 20社 連結子会社の名称 東海高熱工業(株)、東海マテリアル(株)、東海セイコーエンジ(株)、グラフアイト化工(株)、オリエンタル産業(株)、ティー・シー・ファイナンス(株)、東海運輸(株)、東海テクノトレーディング(株)、東京精工(株)、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、東海炭素(天津)有限公司、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES(PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT AB、エレマ産業(株)、上海東海高熱耐火制品有限公司、三友プレーキ(株) なお、三友プレーキ(株)は、当中間連結会計期間に株式を取得したため、連結の範囲に含めている。 (2) 非連結子会社の名称等 同左	(1) 連結子会社の数 19社 連結子会社の名称 東海高熱工業(株)、東海マテリアル(株)、東海セイコーエンジ(株)、グラフアイト化工(株)、オリエンタル産業(株)、ティー・シー・ファイナンス(株)、東海運輸(株)、東海テクノトレーディング(株)、東京精工(株)、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、東海炭素(天津)有限公司、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES(PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT AB、エレマ産業(株)、上海東海高熱耐火制品有限公司 なお、従来連結子会社であったTOKAI CARBON PORTUGAL,LDA.は、当連結会計年度においてその持分をすべて売却したため、連結の範囲から除外している。また、従来連結子会社であったGRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITEDは、当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外している。 また、東海炭素(天津)有限公司は、当連結会計年度に新規設立されたため、連結の範囲に含めている。 (2) 非連結子会社の名称等 同左 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社数 4社 会社の名称 韓国東海カーボン(株)、SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI、平成セラミックス(株)、MWI, INC. (2) 持分法を適用していない非連結子会社(株)名古屋グリーン倶楽部、(株)ランコムトーヨー)は、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。 (3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る財務諸表を使用している。	(1) 持分法適用の関連会社数 4社 会社の名称 同左 (2) 同左 (3) 同左	(1) 持分法適用の関連会社数 4社 会社の名称 同左 (2) 持分法を適用していない非連結子会社(株)名古屋グリーン倶楽部、(株)ランコムトーヨー)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。 (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用している。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES(PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT ABの中間決算日は3月31日であり、中間連結財務諸表の作成にあたっては、中間連結財務諸表規則第9条ただし書の規定により、当該中間決算日の財務諸表を基礎とした。 なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。	連結子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT ABの中間決算日は3月31日であり、中間連結財務諸表の作成にあたっては、中間連結財務諸表規則第9条ただし書の規定により、当該中間決算日の財務諸表を基礎とした。 なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。	連結子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY)LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、SVENSK SPECIALGRAFIT ABの決算日は9月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては連結財務諸表規則第12条ただし書の規定により、当該決算日の財務諸表を基礎とした。 また、東海高熱工業(株)、東海マテリアル(株)、東海セイコーエンジ(株)、グラファイト化工(株)、オリエンタル産業(株)、ティー・シー・ファイナンス(株)、東海運輸(株)、東海テクノトレーディング(株)、東京精工(株)、東海炭素(天津)有限公司、エレマ産業(株)、上海東海高熱耐火制品有限公司の決算日は、連結決算日と一致している。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① たな卸資産 当社及び国内連結子会社は、月別総平均法による原価法を、また、在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用している。 ② 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ……中間期末日の市場価格等に基づく時価法によっている (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)。 時価のないもの ……移動平均法による原価法によっている。 ③ デリバティブ 時価法によっている。	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① たな卸資産 同左 ② 有価証券 同左 ③ デリバティブ 同左	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① たな卸資産 同左 ② 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法によっている(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)。 時価のないもの ……移動平均法による原価法によっている。 ③ デリバティブ 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年12月31日)						
	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっているが、平成10年 4 月 1 日以後新規取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法によっている。在外連結子会社は、主として定額法によっている。 また、連結子会社の有形固定資産のうち他にリースする資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法（リース期間定額法）を採用している。 なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 <table><tr><td>建物及び構築物</td><td>2～60年</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>2～22年</td></tr><tr><td>炉</td><td>4～12年</td></tr></table> ② 無形固定資産 定額法によっている。 なお、当社及び国内連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 ② 訴訟損失引当金 係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき合理的に見積もった損失負担見込額を計上している。	建物及び構築物	2～60年	機械装置及び運搬具	2～22年	炉	4～12年	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左 ② 無形固定資産 同左 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 訴訟損失引当金 同左	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左 ② 無形固定資産 同左 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 訴訟損失引当金 同左
建物及び構築物	2～60年								
機械装置及び運搬具	2～22年								
炉	4～12年								

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
	③ 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期より費用処理している。 ④ 役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上している。 (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。 (5) 重要なリース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主として通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。 (6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。	③ 退職給付引当金 同左 ④ 役員退職慰労引当金 同左 (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左 (5) 重要なリース取引の処理方法 同左 (6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左	③ 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度より費用処理することとしている。 ④ 役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。 (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。 (5) 重要なリース取引の処理方法 同左 (6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
	② ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間連結会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 …為替予約 b ヘッジ対象 …製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引 ③ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲でヘッジしている。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としている。 (7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜き方式によっている。	② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同左 (7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左	② ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 …為替予約 b ヘッジ対象 …製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同左 (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。	同左	同左

会計処理方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
	当社は、当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）が平成17年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用している。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は7百万円増加している。 なお、期首に存在する未認識年金資産については、数理計算上の差異とし、数理計算上の差異の処理年数及び処理方法に従い費用減額として処理している。	固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が平成16年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用している。これにより、税金等調整前当期純利益は1,068百万円減少している。なお、減損損失のうち連結子会社の事業再編計画に伴う50百万円については、事業再編構築費用に含めて計上している。 減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除している。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
	「地方税等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する連結会計年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間連結会計期間より「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上している。これにより、販売費及び一般管理費が63百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が同額減少している。	

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)	前連結会計年度末 (平成16年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 94,209百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 96,371百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 95,327百万円
※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。	※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。	※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。
有形固定資産 5,703百万円	有形固定資産 5,677百万円	有形固定資産 5,644百万円
担保付債務は次のとおりである。	担保付債務は次のとおりである。	担保付債務は次のとおりである。
短期借入金 1,503百万円	短期借入金 100百万円	短期借入金 100百万円
長期借入金 2		
—————	※3 コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関16社と貸出コミットメント契約を締結している。 当中間連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりである。	※3 コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関16社と貸出コミットメント契約を締結している。 当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりである。
	貸出コミットメントの 14,500百万円 総額	貸出コミットメントの 14,500百万円 総額
	借入実行残高 4,000	借入実行残高 4,000
	差引額 10,500	差引額 10,500

前中間連結会計期間末 (平成16年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)	前連結会計年度末 (平成16年12月31日)																		
※4 偶発債務 (1) 銀行借入等に対する保証で、内訳は下記のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>618百万円 (5,700千米ドル)</td><td>銀行借入金</td></tr> </table> (2) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（E U）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（913百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、人造黒鉛電極の販売における価格カルテルに対する当社への課徴金を減額する第一審判決が確定したことを受け、その内容を分析・検討し、等方性黒鉛に関して当社が負担すると見込まれる課徴金の額を見積もった結果、349万ユーロ（457百万円）を訴訟損失引当金として計上した。 なお、上記仮納付金913百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	被保証者	金額	被保証債務の内容	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千米ドル)	銀行借入金	※4 偶発債務 (1) 銀行借入等に対する保証で、内訳は下記のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>847百万円 (7,660千米ドル)</td><td>銀行借入金</td></tr> </table> (2) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（E U）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（931百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、平成17年6月15日付けで欧州委員会の決定を支持する第一審判決が下された。この判決の内容を分析・検討した結果、当社は取締役会において上告しないことを決定したため、支払命令を受けた課徴金と同額（697万ユーロ（931百万円））を訴訟損失引当金として計上した。 なお、上記判決は上告期限の到来により確定した。 また、上記仮納付金931百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	被保証者	金額	被保証債務の内容	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	847百万円 (7,660千米ドル)	銀行借入金	※4 偶発債務 (1) 銀行借入等に対する保証で、内訳は下記のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>798百万円 (7,660千米ドル)</td><td>銀行借入金</td></tr> </table> (2) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（E U）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（987百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、人造黒鉛電極の販売における価格カルテルに対する当社への課徴金を減額する第一審判決が確定したことを受け、その内容を分析・検討し、等方性黒鉛に関して当社が負担すると見込まれる課徴金の額を見積もった結果、349万ユーロ（494百万円）を訴訟損失引当金として計上した。 なお、上記仮納付金987百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	被保証者	金額	被保証債務の内容	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	798百万円 (7,660千米ドル)	銀行借入金
被保証者	金額	被保証債務の内容																		
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千米ドル)	銀行借入金																		
被保証者	金額	被保証債務の内容																		
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	847百万円 (7,660千米ドル)	銀行借入金																		
被保証者	金額	被保証債務の内容																		
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	798百万円 (7,660千米ドル)	銀行借入金																		
5 受取手形裏書譲渡高 2百万円	5 受取手形裏書譲渡高 21百万円	5 _____																		

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
※1 販売費のうち、主な費目は次のとおりである。 保管発送費 1,397百万円 販売諸経費 348	※1 販売費のうち、主な費目は次のとおりである。 保管発送費 1,485百万円 販売諸経費 395	※1 販売費のうち、主な費目は次のとおりである。 保管発送費 2,902百万円 販売諸経費 794
※2 一般管理費のうち、主な費目は次のとおりである。 給与諸手当 1,202百万円 賞与引当金繰入額 56 退職給付費用 66 役員退職慰労引当金繰入額 28 減価償却費 32 研究開発費 646 賃借料 364 貸倒引当金繰入額 17 連結調整勘定償却額 19	※2 一般管理費のうち、主な費目は次のとおりである。 給与諸手当 1,170百万円 賞与引当金繰入額 75 退職給付費用 67 役員退職慰労引当金繰入額 33 減価償却費 35 研究開発費 712 賃借料 338 貸倒引当金繰入額 1	※2 一般管理費のうち、主な費目は次のとおりである。 給与諸手当 2,390百万円 賞与引当金繰入額 77 退職給付費用 130 役員退職慰労引当金繰入額 60 減価償却費 64 研究開発費 1,278 賃借料 710 貸倒引当金繰入額 9 連結調整勘定償却額 19
※4 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差損である。	※4 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差損である。 ※5 事業再編構築費用の内訳 減損損失 3百万円 設備移設費用 19 特別退職金 4 転勤費用 4 固定資産除却損 34	※3 受取利息には、仮納付金の還付に伴う欧州委員会からの受取利息127百万円が含まれている。 ※4 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。 ※5 事業再編構築費用の内訳 減損損失 50百万円 設備移設費用 57 特別退職金 32 転勤費用 19

前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)																																															
	※6 減損会計 (1) 減損損失を認識した資産 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東海高熱工業(株)京都工場 (京都府京都市)</td><td>加熱装置 製造設備等</td><td>炉、その他</td></tr><tr><td>東海高熱工業(株)名古屋工場 (愛知県名古屋市)</td><td>発熱体製造設備等</td><td>機械装置及び運搬具、その他</td></tr></table> (2) 減損損失の認識に至った経緯 京都府京都市、愛知県名古屋市の資産については、事業再編計画に伴い、将来使用する見込みがないため。 (3) 減損損失の金額と種類毎の内訳 <table><tr><td>事業再編構築費用に含まれている減損損失</td><td>3百万円</td></tr><tr><td>(機械装置及び運搬具)</td><td>0</td></tr><tr><td>炉</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>1)</td></tr></table> (4) 減損損失を認識した資産グループの概要とグルーピングの方法 ・資産グループ 東海高熱工業(株)京都工場、東海高熱工業(株)名古屋工場 ・グルーピングの方法 管理会計上の区分をグルーピングの単位としている。ただし、賃貸資産・遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしている。 (5) 回収可能価額の算定方法 正味売却価額を使用し、主として路線価等により評価している。	場所	用途	種類	東海高熱工業(株)京都工場 (京都府京都市)	加熱装置 製造設備等	炉、その他	東海高熱工業(株)名古屋工場 (愛知県名古屋市)	発熱体製造設備等	機械装置及び運搬具、その他	事業再編構築費用に含まれている減損損失	3百万円	(機械装置及び運搬具)	0	炉	1	その他	1)	※6 減損会計 (1) 減損損失を認識した資産 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東海カーボン(株) (静岡県御殿場市)</td><td>遊休資産</td><td>土地</td></tr><tr><td>東海カーボン(株) (神奈川県茅ヶ崎市)</td><td>遊休資産</td><td>土地</td></tr><tr><td>東海カーボン(株) (福島県相馬市)</td><td>遊休資産</td><td>土地</td></tr><tr><td>東海高熱工業(株)名古屋工場 (愛知県名古屋市)</td><td>発熱体製造設備等</td><td>建物及び構築物、機械装置及び運搬具、炉、その他</td></tr><tr><td>東海高熱工業(株)仙台工場 (宮城県柴田郡)</td><td>抵抗器製造設備等</td><td>建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他</td></tr></table> (2) 減損損失の認識に至った経緯 愛知県名古屋市、宮城県仙台市の資産については、事業再編計画に伴い、将来使用する見込みがないため。 静岡県御殿場市、神奈川県茅ヶ崎市及び福島県相馬市の土地は遊休状態にあり、将来の用途が定まっておらず、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため。 (3) 減損損失の金額と種類毎の内訳 <table><tr><td>土地</td><td>1,017百万円</td></tr><tr><td>事業再編構築費用に含まれている減損損失</td><td>50</td></tr><tr><td>(建物及び構築物)</td><td>20</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>9</td></tr><tr><td>炉</td><td>19</td></tr><tr><td>その他</td><td>2)</td></tr></table> (4) 減損損失を認識した資産グループの概要とグルーピングの方法 ・資産グループ 東海高熱工業(株)名古屋工場、東海高熱工業(株)仙台工場、東海カーボン(株)遊休資産 ・グルーピングの方法 管理会計上の区分をグルーピングの単位としている。ただし、賃貸資産・遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしている。 (5) 回収可能価額の算定方法 正味売却価額を使用し、主として路線価等により評価している。	場所	用途	種類	東海カーボン(株) (静岡県御殿場市)	遊休資産	土地	東海カーボン(株) (神奈川県茅ヶ崎市)	遊休資産	土地	東海カーボン(株) (福島県相馬市)	遊休資産	土地	東海高熱工業(株)名古屋工場 (愛知県名古屋市)	発熱体製造設備等	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、炉、その他	東海高熱工業(株)仙台工場 (宮城県柴田郡)	抵抗器製造設備等	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他	土地	1,017百万円	事業再編構築費用に含まれている減損損失	50	(建物及び構築物)	20	機械装置及び運搬具	9	炉	19	その他	2)
場所	用途	種類																																															
東海高熱工業(株)京都工場 (京都府京都市)	加熱装置 製造設備等	炉、その他																																															
東海高熱工業(株)名古屋工場 (愛知県名古屋市)	発熱体製造設備等	機械装置及び運搬具、その他																																															
事業再編構築費用に含まれている減損損失	3百万円																																																
(機械装置及び運搬具)	0																																																
炉	1																																																
その他	1)																																																
場所	用途	種類																																															
東海カーボン(株) (静岡県御殿場市)	遊休資産	土地																																															
東海カーボン(株) (神奈川県茅ヶ崎市)	遊休資産	土地																																															
東海カーボン(株) (福島県相馬市)	遊休資産	土地																																															
東海高熱工業(株)名古屋工場 (愛知県名古屋市)	発熱体製造設備等	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、炉、その他																																															
東海高熱工業(株)仙台工場 (宮城県柴田郡)	抵抗器製造設備等	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他																																															
土地	1,017百万円																																																
事業再編構築費用に含まれている減損損失	50																																																
(建物及び構築物)	20																																																
機械装置及び運搬具	9																																																
炉	19																																																
その他	2)																																																

前中間連結会計期間 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年12月31日)
※7 欧州委員会による人造黒鉛電極の販売 に関する課徴金である。 当社は平成13年 7 月18日、欧州連合 (E U) の欧州委員会から、人造黒鉛電 極の販売で価格カルテルに参加していた として、2,450万ユーロ (3,210百万円) の課徴金の支払命令を受けた。これに対 し、当社は、仮納付金を差入れの上、平 成13年10月 1 日付で欧州裁判所に不服申 し立ての手続きを取っていたが、平成16 年 4 月29日、課徴金を1,227万 6 千ユー ロ (1,608百万円) に減額する第一審判 決が下され、平成16年 7 月14日にその判 決が確定したことから、当中間期の損失 として計上したものである。 なお、投資その他の資産の「その他」 に含めて計上していた仮納付金3,210百 万円については、判決確定に伴い全額取 り崩し、還付予定の1,222万 4 千ユーロ (1,602百万円) を流動資産の「その 他」に含めて計上している。	————— 	

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 (平成16年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 (平成17年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 (平成16年12月31日現在)
現金及び預金勘定11,910百万円	現金及び預金勘定15,494百万円	現金及び預金勘定12,648百万円
預入期間が3ヶ月を越える定期預金△131	預入期間が3ヶ月を越える定期預金△124	預入期間が3ヶ月を越える定期預金△474
契約期間が3ヶ月以内の現先（流動資産その他）5,999	契約期間が3ヶ月以内の現先（流動資産その他）3,999	契約期間が3ヶ月以内の現先（流動資産その他）7,003
現金及び現金同等物17,778	現金及び現金同等物19,369	現金及び現金同等物19,177
※2 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差損である。	※2 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差損である。	※2 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年12月31日)																																																
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>中間期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>13</td><td>8</td><td>4</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>30</td><td>12</td><td>17</td></tr><tr><td>計</td><td>43</td><td>21</td><td>22</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	13	8	4	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	30	12	17	計	43	21	22	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>中間期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>9</td><td>7</td><td>2</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>33</td><td>9</td><td>23</td></tr><tr><td>計</td><td>43</td><td>16</td><td>26</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	9	7	2	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	33	9	23	計	43	16	26	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>9</td><td>6</td><td>3</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>27</td><td>11</td><td>15</td></tr><tr><td>計</td><td>37</td><td>18</td><td>19</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	9	6	3	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	27	11	15	計	37	18	19
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	13	8	4																																															
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	30	12	17																																															
計	43	21	22																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	9	7	2																																															
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	33	9	23																																															
計	43	16	26																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	9	6	3																																															
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	27	11	15																																															
計	37	18	19																																															
(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>7百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>15</td></tr><tr><td>合計</td><td>22</td></tr></table>	1 年内	7百万円	1 年超	15	合計	22	(注) 同左 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>7百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>18</td></tr><tr><td>合計</td><td>26</td></tr></table>	1 年内	7百万円	1 年超	18	合計	26	(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>6百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>12</td></tr><tr><td>合計</td><td>19</td></tr></table>	1 年内	6百万円	1 年超	12	合計	19																														
1 年内	7百万円																																																	
1 年超	15																																																	
合計	22																																																	
1 年内	7百万円																																																	
1 年超	18																																																	
合計	26																																																	
1 年内	6百万円																																																	
1 年超	12																																																	
合計	19																																																	
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>4</td></tr></table>	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4	(注) 同左 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>4</td></tr></table>	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>7百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>7</td></tr></table>	支払リース料	7百万円	減価償却費相当額	7																																				
支払リース料	4百万円																																																	
減価償却費相当額	4																																																	
支払リース料	4百万円																																																	
減価償却費相当額	4																																																	
支払リース料	7百万円																																																	
減価償却費相当額	7																																																	
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																

前中間連結会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年12月31日)																																																								
(貸主側) (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	(貸主側) (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	(貸主側) (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高																																																								
<table><tr><td></td><td>取得価額 (百万円)</td><td>減価償却累計額 (百万円)</td><td>中間期末残高 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>89</td><td>69</td><td>20</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>17</td><td>9</td><td>7</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>110</td><td>81</td><td>28</td></tr></table>		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)	機械装置及び運搬具	89	69	20	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	17	9	7	ソフトウェア	3	2	0	計	110	81	28	<table><tr><td></td><td>取得価額 (百万円)</td><td>減価償却累計額 (百万円)</td><td>中間期末残高 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>40</td><td>30</td><td>10</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>13</td><td>5</td><td>8</td></tr><tr><td>計</td><td>54</td><td>36</td><td>18</td></tr></table>		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)	機械装置及び運搬具	40	30	10	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	13	5	8	計	54	36	18	<table><tr><td></td><td>取得価額 (百万円)</td><td>減価償却累計額 (百万円)</td><td>期末残高 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>61</td><td>46</td><td>15</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>16</td><td>7</td><td>9</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>81</td><td>56</td><td>24</td></tr></table>		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械装置及び運搬具	61	46	15	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	16	7	9	ソフトウェア	3	3	0	計	81	56	24
	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)																																																							
機械装置及び運搬具	89	69	20																																																							
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	17	9	7																																																							
ソフトウェア	3	2	0																																																							
計	110	81	28																																																							
	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)																																																							
機械装置及び運搬具	40	30	10																																																							
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	13	5	8																																																							
計	54	36	18																																																							
	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																							
機械装置及び運搬具	61	46	15																																																							
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	16	7	9																																																							
ソフトウェア	3	3	0																																																							
計	81	56	24																																																							
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																																								
1 年内 18百万円	1 年内 10百万円	1 年内 13百万円																																																								
1 年超 13	1 年超 9	1 年超 14																																																								
合計 31	合計 20	合計 27																																																								
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いと、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定に基づき、受取利子込み法によっている。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いと、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第4項の規定に基づき、受取利子込み法によっている。																																																								
(3) 受取リース料及び減価償却費	(3) 受取リース料及び減価償却費	(3) 受取リース料及び減価償却費																																																								
受取リース料 12百万円	受取リース料 7百万円	受取リース料 26百万円																																																								
減価償却費 11	減価償却費 6	減価償却費 23																																																								
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引																																																								
(借主側)	(借主側)	(借主側)																																																								
未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料																																																								
1 年内 1百万円	1 年内 0百万円	1 年内 0百万円																																																								
1 年超 ー	1 年超 ー	1 年超 ー																																																								
合計 1	合計 0	合計 0																																																								
	(減損損失)	(減損損失)																																																								
	リース資産に配分された減損損失がないため、項目等の記載は省略している。	リース資産に配分された減損損失がないため、項目等の記載は省略している。																																																								

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間(平成16年6月30日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	7,350	26,650	19,299
(2) その他	11	8	△3
合計	7,361	26,658	19,296

(注) 下落率が30%~50%未満の株式については、当社グループの判定基準に従って、回復可能性がないと判断したものについては減損処理を行うこととしている。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 関連会社株式	390
(2) 子会社株式	20
(3) その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	277
その他	3
合計	691

当中間連結会計期間(平成17年6月30日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	7,358	26,990	19,632
(2) その他	11	8	△3
合計	7,369	26,998	19,628

(注) 下落率が30%~50%未満の株式については、当社グループの判定基準に従って、回復可能性がないと判断したものについては減損処理を行うこととしている。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 関連会社株式	406
(2) 子会社株式	20
(3) その他有価証券	
非上場株式	277
その他	3
合計	707

前連結会計年度（平成16年12月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	7,355	27,275	19,919
(2) その他	11	7	△3
合計	7,367	27,282	19,915

(注) 下落率が30%～50%未満の株式については、当社グループの判定基準に従って、回復可能性がないと判断したものについては減損処理を行うこととしている。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額（百万円）
(1) 関連会社株式	411
(2) 子会社株式	20
(3) その他有価証券	
非上場株式	277
その他	3
合計	712

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間（平成16年6月30日現在）

デリバティブ取引については、中間連結決算日において、ヘッジ会計を適用しているので、注記の対象となるものはない。

当中間連結会計期間（平成17年6月30日現在）

デリバティブ取引については、中間連結決算日において、ヘッジ会計を適用しているので、注記の対象となるものはない。

前連結会計年度（平成16年12月31日現在）

デリバティブ取引については、連結決算日において、ヘッジ会計を適用しているので、注記の対象となるものはない。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日）

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	28,336	3,804	415	32,555	—	32,555
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	302	15	448	765	(765)	—
計	28,638	3,820	863	33,321	(765)	32,555
営業費用	24,743	3,371	744	28,859	(693)	28,166
営業利益	3,894	448	118	4,461	(72)	4,389

当中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	30,566	3,154	412	34,132	—	34,132
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	82	48	420	551	(551)	—
計	30,648	3,202	833	34,683	(551)	34,132
営業費用	25,644	2,712	659	29,017	(505)	28,511
営業利益	5,003	489	173	5,666	(46)	5,620

前連結会計年度（自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日）

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	58,978	7,243	812	67,034	—	67,034
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	463	64	1,019	1,547	(1,547)	—
計	59,442	7,307	1,832	68,582	(1,547)	67,034
営業費用	51,011	6,429	1,487	58,928	(1,307)	57,620
営業利益	8,431	878	345	9,654	(240)	9,414

(注) 1 事業区分の方法

従来用いている売上集計区分に基づき、製品の性質、製造方法、使用目的等の類似性を考慮して区分している。

2 各事業の主要な製品

事業区分	主要な製品
炭素製品	ゴム製品用カーボンブラック、電気製鋼炉用人造黒鉛電極、ファインカーボン（特殊炭素製品）、摩擦材、電機用ブラシ、トーカペイト（不浸透性黒鉛）、鉛筆用芯
工業炉及び関連製品	工業用電気炉、ガス炉、炭化けい素、アルミナ耐火物、耐火断熱煉瓦、炭化けい素発熱体、セラミック抵抗器
その他	設備機器のリース、貨物の運送、放射温度計、不動産賃貸

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日）

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	28,879	3,676	32,555	—	32,555
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	867	97	965	(965)	—
計	29,747	3,774	33,521	(965)	32,555
営業費用	25,652	3,397	29,050	(883)	28,166
営業利益	4,094	377	4,471	(81)	4,389

当中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	29,685	4,447	34,132	—	34,132
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,125	82	1,208	(1,208)	—
計	30,810	4,529	35,340	(1,208)	34,132
営業費用	25,792	3,874	29,666	(1,155)	28,511
営業利益	5,018	655	5,673	(52)	5,620

前連結会計年度（自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日）

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	58,941	8,093	67,034	—	67,034
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,777	199	1,977	(1,977)	—
計	60,718	8,293	69,012	(1,977)	67,034
営業費用	52,037	7,391	59,428	(1,807)	57,620
営業利益	8,681	901	9,583	(169)	9,414

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 「その他」に属する主な国又は地域
タイ、中華人民共和国、北米、欧州

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	7,112	2,849	9,962
II 連結売上高（百万円）	—	—	32,555
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	21.8	8.8	30.6

当中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	6,526	3,378	9,905
II 連結売上高（百万円）	—	—	34,132
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	19.1	9.9	29.0

前連結会計年度（自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	14,124	6,604	20,728
II 連結売上高（百万円）	—	—	67,034
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	21.1	9.8	30.9

（注） 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

（1）アジア……大韓民国、中華人民共和国、中華民国、タイ、インドネシア

（2）その他……北米、欧州

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
1株当たり純資産額 360.72円	1株当たり純資産額 380.46円	1株当たり純資産額 369.35円
1株当たり中間純利益 3.15円	1株当たり中間純利益 14.67円	1株当たり当期純利益 12.22円
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式がないため、記載していない。	潜在株式調整後1株当た り中間純利益 13.36円	潜在株式調整後1株当た り当期純利益 11.78円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	640	2,934	2,558
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	72
(うち利益処分による役員賞与金)	(一)	(一)	(72)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	640	2,934	2,486
期中平均株式数(千株)	203,633	200,026	203,405
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	—	19,607	7,660
(うち転換社債(千株))	(一)	(19,607)	(7,660)
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり中間(当期)純 利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	—	—	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
(新株予約権付社債の発行) 当社は、平成16年7月21日開催の取締役会決議に基づき、2004年8月10日を払込期日として海外市場（スイス連邦を中心とする。）における募集を行う方法により2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行した。 その概要は次のとおりである。 1. 発行総額 10,000,000,000円 2. 発行価額 社債額面金額の100% (社債額面金額 1,000,000円) 3. 発行価格(募集価格) 社債額面金額の102.5% 4. 払込期日 2004年8月10日(スイス時間) 5. 償還期限 2008年8月8日(スイス時間)に社債額面金額の100%で償還 6. 利率 本社債には、利息を付さない。 7. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (1) 種類 当社普通株式 (2) 数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記9(2)記載の転換価額で除した数とする。 8. 本新株予約権の総数 10,000個	(ERFTCARBON社の出資持分取得) 平成17年4月18日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年7月26日にERFTCARBON社(ERFTCARBON Beteiligungsgesellschaft mbH)の出資持分を取得し、子会社とした。 1. 取得の目的 ヨーロッパ地区の商権確保、技術開発力の強化 2. 出資持分取得の相手会社の名称 Bridgepoint Capital Ltd. 3. 取得する会社の名称 ERFTCARBON Beteiligungsgesellschaft mbH 4. 事業内容 黒鉛電極の製造・販売 5. 規模 2004年12月期(円貨は2004/12末レートで換算) 資本金 818千ユーロ (115百万円) 売上高 82,789千ユーロ (11,723百万円) 総資産 63,923千ユーロ (9,052百万円) 6. 取得の時期 平成17年7月26日 7. 取得出資持分、取得価額及び取得後の持分比率 移動前の所有出資持分比率数 0% 取得出資持分比率(取得価額3,384百万円) 100% 移動後の所有出資持分比率数 100%	

前中間連結会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
9. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額 (1) 本社債の発行価額と同額とする。 (2) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(転換価額)は当初510円とする。 なお、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。 (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。 <算式> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・1株あたりの処分株式} \times \text{発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも、適宜調整される。 10. 新株予約権の行使期間 2004年8月24日から2008年7月25日まで(ロンドン時間)。 11. 新株予約権の行使の条件 新株予約権の一部行使はできないものとする。		

前中間連結会計期間 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年12月31日)
12. 資金の使途 借入金返済、設備投資及び投融 資等の資金に充当		

(2) 【その他】

該当事項なし。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成16年 6 月30日)			当中間会計期間末 (平成17年 6 月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年12月31日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）		構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
現金及び預金		4,868			10,993			6,209		
受取手形		2,643			2,643			2,937		
売掛金		13,457			14,560			15,733		
たな卸資産		10,337			11,726			10,685		
繰延税金資産		1,542			680			862		
短期貸付金		8,354			5,730			8,774		
その他		2,955			1,216			1,249		
貸倒引当金		△27			△18			△18		
流動資産合計			44,132	41.8		47,533	43.6		46,434	43.1
II 固定資産										
1 有形固定資産	※ 1 ※ 2 ※ 5									
建物		7,286			7,114			7,089		
構築物		2,339			2,284			2,280		
機械装置		6,567			6,366			6,352		
土地		7,726			6,857			6,857		
その他		1,439			1,757			1,503		
有形固定資産合計		25,359			24,379			24,082		
2 無形固定資産		58			262			54		
3 投資その他の資産										
投資有価証券		31,990			32,796			33,094		
その他	※ 4	4,005			4,690			4,700		
投資損失引当金		—			△509			△509		
貸倒引当金		△23			△24			△24		
投資その他の資産 合計		35,972			36,952			37,260		
固定資産合計			61,389	58.2		61,594	56.4		61,397	56.9
資産合計			105,522	100.0		109,127	100.0		107,832	100.0

		前中間会計期間末 (平成16年6月30日)			当中間会計期間末 (平成17年6月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年12月31日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 （％）	金額（百万円）		構成比 （％）	金額（百万円）		構成比 （％）
(負債の部)										
I 流動負債										
支払手形		1,467			1,823			1,828		
買掛金		4,591			5,956			6,379		
短期借入金	※ 2 ※ 3	15,450			5,500			5,500		
未払法人税等		1,276			1,847			1,262		
賞与引当金		121			137			133		
訴訟損失引当金	※ 4	457			931			494		
その他		2,231			3,260			2,665		
流動負債合計			25,595	24.3		19,456	17.8		18,263	16.9
II 固定負債										
新株予約権付社債		—			10,000			10,000		
繰延税金負債		8,865			8,356			8,820		
役員退職慰労引当金		187			236			210		
その他		569			578			577		
固定負債合計			9,622	9.1		19,171	17.6		19,608	18.2
負債合計			35,218	33.4		38,627	35.4		37,872	35.1
(資本の部)										
I 資本金			15,436	14.6		15,436	14.1		15,436	14.3
II 資本剰余金										
資本準備金		10,873			10,873			10,873		
その他資本剰余金		0			1			1		
資本剰余金合計			10,873	10.3		10,875	10.0		10,874	10.1
III 利益剰余金										
利益準備金		2,864			2,864			2,864		
任意積立金		28,208			28,172			28,208		
中間（当期）未処分利益		1,867			3,869			2,075		
利益剰余金合計			32,939	31.2		34,905	32.0		33,148	30.8
IV その他有価証券評価差額金			11,165	10.6		11,382	10.4		11,562	10.7
V 自己株式			△111	△0.1		△2,099	△1.9		△1,062	△1.0
資本合計			70,304	66.6		70,499	64.6		69,959	64.9
負債資本合計			105,522	100.0		109,127	100.0		107,832	100.0

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年 6 月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 売上高			23,783	100.0		25,602	100.0
II 売上原価			17,117	72.0		17,409	68.0
売上総利益			6,666	28.0		8,193	32.0
III 販売費及び一般管理 費			3,706	15.6		4,172	16.3
営業利益			2,960	12.4		4,021	15.7
IV 営業外収益	※ 1		735	3.1		694	2.7
V 営業外費用	※ 2		361	1.5		283	1.1
経常利益			3,334	14.0		4,432	17.3
VI 特別利益	※ 3		249	1.1		—	—
VII 特別損失	※ 4		3,142	13.2		483	1.9
税引前中間 (当 期) 純利益			441	1.9		3,949	15.4
法人税、住民税及 び事業税		1,296		1,816		2,271	
法人税等調整額		△1,109	186	0.8	△161	1,654	6.4
中間 (当期) 純利 益			255	1.1		2,295	9.0
前期繰越利益			1,611			1,574	
中間配当額			—			—	
中間 (当期) 未処 分利益			1,867			3,869	

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
1 資産の評価 基準及び評 価方法	(1) たな卸資産 月別総平均法による原価法を採用 している。 (2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法によ っている。 その他有価証券 時価のあるもの ……中間期末日の市場価格等に基 づく時価法によっている。 (評価差額は全部資本直入法 により処理し、売却原価は移 動平均法により算定してい る。) 時価のないもの ……移動平均法による原価法によ っている。 (3) デリバティブ ……時価法によっている。	(1) たな卸資産 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ 同左	(1) たな卸資産 同左 (2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法によ っている。 その他有価証券 時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく 時価法によっている。(評価 差額は全部資本直入法により 処理し、売却原価は移動平均 法により算定している。) 時価のないもの ……移動平均法による原価法によ っている。 (3) デリバティブ 同左
2 固定資産の 減価償却の 方法	(1) 有形固定資産 定率法によっている。 ただし、平成10年4月1日以後新 規取得の建物(建物付属設備を除 く)については定額法によってい る。 なお、主な耐用年数は、以下のと おりである。 建物 3～50年 構築物 2～60年 機械及び装置 2～22年 (2) 無形固定資産 定額法によっている。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によっ ている。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計 上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の債 権については個別に回収可能性を検 討し、回収不能見込額を計上してい る。 (2) _____ (3) 訴訟損失引当金 係争中の訴訟に係る損失に備える ため、その経過等の状況に基づき合 理的に見積もった損失負担見込額を 計上している。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 投資損失引当金 関係会社への投資に対する損失に 備えるため、その資産内容を勘案し て必要額を計上している。 (3) 訴訟損失引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 投資損失引当金 同左 (3) 訴訟損失引当金 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
	(4) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上している。 (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期より費用処理している。 (6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上している。	(4) 賞与引当金 同左 (5) 退職給付引当金 同左 (6) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。 (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期より費用処理することとしている。 (6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上している。
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。	同左	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 ……為替予約 b ヘッジ対象 ……製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当期にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 ……為替予約 b ヘッジ対象 ……製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引

項目	前中間会計期間 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	前事業年度 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年12月31日)
	(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしている。 (4) ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としている。	(3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性の評価方法 同左	(3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性の評価方法 同左
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。 なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示している。 (2) 利益処分方式による諸準備金等の処理方法 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分による固定資産圧縮積立金及び特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算している。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 利益処分方式による諸準備金等の処理方法 同左	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。 —————

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
—————	当事業年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)が平成17年3月31日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用している。これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は7百万円増加している。 なお、期首に存在する未認識年金資産については、数理計算上の差異とし、数理計算上の差異の処理年数及び処理方法に従い費用減額として処理している。	固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が平成16年3月31日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用している。これにより、税引前当期純利益は1,017百万円減少している。 なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除している。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
—————	「地方税等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間より「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割および資本割については、販売費及び一般管理費に計上してる。これにより、販売費及び一般管理費が58百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が同額減少している。	—————

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年6月30日)	当中間会計期間末 (平成17年6月30日)	前事業年度末 (平成16年12月31日)																																																
※1 有形固定資産の減価償却累計額 84,793百万円 ※2 担保資産 (担保提供資産簿価) 財団組成の有形固定資産 5,557百万円 (債務) 短期借入金 1,403百万円 	※1 有形固定資産の減価償却累計額 86,175百万円 ※2 担保資産 (担保提供資産簿価) 財団組成の有形固定資産 5,536百万円 (債務) 当該資産に対応する債務はない。 ※3 コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関16社と貸出コミットメント契約を締結している。 当中間会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりである。 貸出コミットメントの総額 14,500百万円 借入実行残高 4,000 差引額 10,500 ※4 偶発債務 (1) 銀行借入金等に対する保証債務	※1 有形固定資産の減価償却累計額 85,489百万円 ※2 担保資産 (担保提供資産簿価) 財団組成の有形固定資産 5,503百万円 (債務) 当該資産に対応する債務はない。 ※3 コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関16社と貸出コミットメント契約を締結している。 当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりである。 貸出コミットメントの総額 14,500百万円 借入実行残高 4,000 差引額 10,500 ※4 偶発債務 (1) 銀行借入金等に対する保証債務																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス(株)</td><td>870百万円</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>618百万円 (5,700千ドル)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td><td>271百万円 (2,500千ドル)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,759百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	被保証者	金額	被保証債務の内容	ティー・シー・ファイナンス(株)	870百万円	銀行借入金	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千ドル)	"	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	271百万円 (2,500千ドル)	"	計	1,759百万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス(株)</td><td>420百万円</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>847百万円 (7,660千ドル)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>東海炭素(天津)有限公司</td><td>716百万円 (53,600千人民元)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td><td>110百万円 (1,100千ドル)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2,094百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	被保証者	金額	被保証債務の内容	ティー・シー・ファイナンス(株)	420百万円	銀行借入金	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	847百万円 (7,660千ドル)	"	東海炭素(天津)有限公司	716百万円 (53,600千人民元)	"	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	110百万円 (1,100千ドル)	"	計	2,094百万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス(株)</td><td>720百万円</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>798百万円 (7,660千ドル)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td><td>208百万円 (2,000千ドル)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,726百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	被保証者	金額	被保証債務の内容	ティー・シー・ファイナンス(株)	720百万円	銀行借入金	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	798百万円 (7,660千ドル)	"	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	208百万円 (2,000千ドル)	"	計	1,726百万円	
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																
ティー・シー・ファイナンス(株)	870百万円	銀行借入金																																																
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千ドル)	"																																																
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	271百万円 (2,500千ドル)	"																																																
計	1,759百万円																																																	
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																
ティー・シー・ファイナンス(株)	420百万円	銀行借入金																																																
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	847百万円 (7,660千ドル)	"																																																
東海炭素(天津)有限公司	716百万円 (53,600千人民元)	"																																																
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	110百万円 (1,100千ドル)	"																																																
計	2,094百万円																																																	
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																
ティー・シー・ファイナンス(株)	720百万円	銀行借入金																																																
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	798百万円 (7,660千ドル)	"																																																
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	208百万円 (2,000千ドル)	"																																																
計	1,726百万円																																																	

前中間会計期間末 (平成16年 6月30日)	当中間会計期間末 (平成17年 6月30日)	前事業年度末 (平成16年12月31日)																																													
(2) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（913百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年 3月 3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、人造黒鉛電極の販売における価格カルテルに対する当社への課徴金を減額する第一審判決が確定したことを受け、その内容を分析・検討し、等方性黒鉛に関して当社が負担すると見込まれる課徴金の額を見積もった結果、349万ユーロ（457百万円）を訴訟損失引当金として計上した。 なお、上記仮納付金913百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	(2) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（931百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年 3月 3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、平成17年 6月15日付けで欧州委員会の決定を支持する第一審判決が下された。この判決の内容を分析・検討した結果、当社は取締役会において上告しないことを決定したため、支払命令を受けた課徴金全額（697万ユーロ（931百万円））を訴訟損失引当金として計上した。 なお、上記判決は上告期限の到来により確定した。 また、上記仮納付金931百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	(2) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（987百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年 3月 3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、人造黒鉛電極の販売における価格カルテルに対する当社への課徴金を減額する第一審判決が確定したことを受け、その内容を分析・検討し、等方性黒鉛に関して当社が負担すると見込まれる課徴金の額を見積もった結果、349万ユーロ（494百万円）を訴訟損失引当金として計上した。 なお、上記仮納付金987百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。																																													
※ 5 圧縮記帳額 国庫補助金等及び保険差益に係る圧縮記帳額を各資産の取得価額から控除している。	※ 5 圧縮記帳額 国庫補助金等及び保険差益に係る圧縮記帳額を各資産の取得価額から控除している。	※ 5 圧縮記帳額 国庫補助金等及び保険差益に係る圧縮記帳額を各資産の取得価額から控除している。																																													
(うち当中間期分) <table> <tr> <td>建物</td><td>306百万円</td><td>(一百万円)</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>0</td><td>(一)</td></tr> <tr> <td>機械装置</td><td>49</td><td>(一)</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3</td><td>(一)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>360</td><td>(一)</td></tr> </table>	建物	306百万円	(一百万円)	構築物	0	(一)	機械装置	49	(一)	その他	3	(一)	計	360	(一)	(うち当中間期分) <table> <tr> <td>建物</td><td>304百万円</td><td>(△1百万円)</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>0</td><td>(一)</td></tr> <tr> <td>機械装置</td><td>57</td><td>(一)</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3</td><td>(一)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>366</td><td>(△1)</td></tr> </table>	建物	304百万円	(△1百万円)	構築物	0	(一)	機械装置	57	(一)	その他	3	(一)	計	366	(△1)	(うち当期分) <table> <tr> <td>建物</td><td>306百万円</td><td>(△0百万円)</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>0</td><td>(一)</td></tr> <tr> <td>機械及び装置</td><td>57</td><td>(7)</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3</td><td>(一)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>367</td><td>(6)</td></tr> </table>	建物	306百万円	(△0百万円)	構築物	0	(一)	機械及び装置	57	(7)	その他	3	(一)	計	367	(6)
建物	306百万円	(一百万円)																																													
構築物	0	(一)																																													
機械装置	49	(一)																																													
その他	3	(一)																																													
計	360	(一)																																													
建物	304百万円	(△1百万円)																																													
構築物	0	(一)																																													
機械装置	57	(一)																																													
その他	3	(一)																																													
計	366	(△1)																																													
建物	306百万円	(△0百万円)																																													
構築物	0	(一)																																													
機械及び装置	57	(7)																																													
その他	3	(一)																																													
計	367	(6)																																													

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 165百万円 受取配当金 249	※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 24百万円 受取配当金 294	※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 207百万円 受取配当金 358
※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 133百万円	※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 65百万円	※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 228百万円
※3 特別利益のうち重要なもの 投資有価証券売却益 247百万円 土地売却益 2	※3 —————	※3 特別利益のうち重要なもの 投資有価証券売却益 247百万円 土地売却益 98 仮納付金に係る為替 差益 1
※4 特別損失のうち重要なもの 欧州訴訟損失 1,608百万円 固定資産売却損 997 (建物及び構築物 857) (機械装置及び運搬具 4) (土地 123) (有形固定資産その他 11) 訴訟損失引当金繰入額 457 仮納付金に係る為替差 損 78	※4 特別損失のうち重要なもの 訴訟損失引当金繰入額 436百万円 仮納付金に係る為替差 損 46	※4 特別損失のうち重要なもの 欧州訴訟損失 1,608百万円 減損損失 1,017 固定資産売却損 997 (建物及び構築物 857) (機械装置及び運搬具 4) (土地 123) (有形固定資産その他 11) 投資損失引当金繰入額 509 訴訟損失引当金繰入額 494 リース解約損 89
5 減価償却実施額 有形固定資産 1,203百万円 無形固定資産 5	5 減価償却実施額 有形固定資産 1,091百万円 無形固定資産 7	5 減価償却実施額 有形固定資産 2,407百万円 無形固定資産 10

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)	前事業年度 (自 平成16年 1 月 1 日 至 平成16年12月31日)																																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																																
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (車両運搬具)</td><td>11</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>86</td><td>41</td><td>44</td></tr><tr><td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td><td>760</td><td>366</td><td>394</td></tr><tr><td>合計</td><td>857</td><td>410</td><td>447</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	有形固定資産 その他 (車両運搬具)	11	3	7	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	86	41	44	無形固定資産 (ソフトウェア)	760	366	394	合計	857	410	447	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械装置</td><td>7</td><td>0</td><td>6</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (車両運搬具)</td><td>11</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>86</td><td>60</td><td>25</td></tr><tr><td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td><td>346</td><td>160</td><td>186</td></tr><tr><td>合計</td><td>451</td><td>226</td><td>224</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	機械装置	7	0	6	有形固定資産 その他 (車両運搬具)	11	5	5	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	86	60	25	無形固定資産 (ソフトウェア)	346	160	186	合計	451	226	224	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (車両運搬具)</td><td>11</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>86</td><td>50</td><td>35</td></tr><tr><td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td><td>367</td><td>126</td><td>241</td></tr><tr><td>合計</td><td>465</td><td>181</td><td>283</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産 その他 (車両運搬具)	11	4	6	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	86	50	35	無形固定資産 (ソフトウェア)	367	126	241	合計	465	181	283
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																															
有形固定資産 その他 (車両運搬具)	11	3	7																																																															
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	86	41	44																																																															
無形固定資産 (ソフトウェア)	760	366	394																																																															
合計	857	410	447																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																															
機械装置	7	0	6																																																															
有形固定資産 その他 (車両運搬具)	11	5	5																																																															
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	86	60	25																																																															
無形固定資産 (ソフトウェア)	346	160	186																																																															
合計	451	226	224																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																															
有形固定資産 その他 (車両運搬具)	11	4	6																																																															
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	86	50	35																																																															
無形固定資産 (ソフトウェア)	367	126	241																																																															
合計	465	181	283																																																															
(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注) 同左	(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。																																																																
2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額																																																																
<table><tr><td>1 年内</td><td>170百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>276</td></tr><tr><td>合計</td><td>447</td></tr></table>	1 年内	170百万円	1 年超	276	合計	447	<table><tr><td>1 年内</td><td>119百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>105</td></tr><tr><td>合計</td><td>224</td></tr></table>	1 年内	119百万円	1 年超	105	合計	224	<table><tr><td>1 年内</td><td>67百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>216</td></tr><tr><td>合計</td><td>283</td></tr></table>	1 年内	67百万円	1 年超	216	合計	283																																														
1 年内	170百万円																																																																	
1 年超	276																																																																	
合計	447																																																																	
1 年内	119百万円																																																																	
1 年超	105																																																																	
合計	224																																																																	
1 年内	67百万円																																																																	
1 年超	216																																																																	
合計	283																																																																	
(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。																																																																
3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額																																																																
<table><tr><td>(1) 支払リース料</td><td>88百万円</td></tr><tr><td>(2) 減価償却費相当額</td><td>88</td></tr></table>	(1) 支払リース料	88百万円	(2) 減価償却費相当額	88	<table><tr><td>(1) 支払リース料</td><td>65百万円</td></tr><tr><td>(2) 減価償却費相当額</td><td>65</td></tr></table>	(1) 支払リース料	65百万円	(2) 減価償却費相当額	65	<table><tr><td>(1) 支払リース料</td><td>175百万円</td></tr><tr><td>(2) 減価償却費相当額</td><td>175</td></tr></table>	(1) 支払リース料	175百万円	(2) 減価償却費相当額	175																																																				
(1) 支払リース料	88百万円																																																																	
(2) 減価償却費相当額	88																																																																	
(1) 支払リース料	65百万円																																																																	
(2) 減価償却費相当額	65																																																																	
(1) 支払リース料	175百万円																																																																	
(2) 減価償却費相当額	175																																																																	
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																																
(減損損失) リース資産に配分された減損損失がないため、項目等の記載は省略している。	(減損損失) リース資産に配分された減損損失がないため、項目等の記載は省略している。	(減損損失) リース資産に配分された減損損失がないため、項目等の記載は省略している。																																																																

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成16年 6 月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	1,369	4,113	2,744
関連会社株式	199	840	641
合計	1,568	4,954	3,385

当中間会計期間末 (平成17年 6 月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	1,369	3,698	2,328
関連会社株式	199	936	737
合計	1,568	4,634	3,066

前事業年度末 (平成16年12月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	1,369	3,350	1,980
関連会社株式	199	715	516
合計	1,568	4,066	2,497

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
1株当たり純資産額 345.31円	1株当たり純資産額 354.73円	1株当たり純資産額 348.04円
1株当たり中間純利益 1.25円	1株当たり中間純利益 11.47円	1株当たり当期純利益 4.61円
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式がないため、記載していない。	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 10.45円	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 4.44円

(注) 1株当たり中間（当期）純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
1株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益（百万円）	255	2,295	972
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—	35
（うち利益処分による役員賞与金）	（—）	（—）	（35）
普通株式に係る中間（当期）純利益 （百万円）	255	2,295	937
期中平均株式数（千株）	203,633	200,026	203,405
潜在株式調整後1株当たり中間（当 期）純利益金額			
中間（当期）純利益調整額（百万円）	—	—	—
普通株式増加数（千株）	—	19,607	7,660
（うち転換社債（千株））	（—）	（19,607）	（7,660）
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり中間（当期）純 利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	—	—	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
（新株予約権付社債の発行） 当社は、平成16年7月21日開催の取締役会決議に基づき、2004年8月10日を払込期日として海外市場（スイス連邦を中心とする。）における募集を行う方法により2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行した。 なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりである。	（ERFTCARBON社の出資持分取得） 平成17年4月18日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年7月26日にERFTCARBON社（ERFTCARBON Beteiligungsgesellschaft mbH）の出資持分を取得し、子会社とした。 なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりである。	—

(2) 【その他】

① 中間配当

平成17年8月15日開催の取締役会において、平成17年6月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、次のとおり第144期の中間配当を行う旨を決議した。

(イ) 中間配当金総額 596,227,413円

(ロ) 1株当たりの中間配当金 3円00銭

(ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成17年9月1日

② その他特記事項なし。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第143期）（自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日）平成17年3月30日関東財務局長に提出。
- (2) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成16年12月1日 至 平成16年12月31日）平成17年1月14日関東財務局長に提出。
- (3) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年1月31日）平成17年2月10日関東財務局長に提出。
- (4) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成17年2月1日 至 平成17年2月28日）平成17年3月10日関東財務局長に提出。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成17年3月1日 至 平成17年3月31日）平成17年4月12日関東財務局長に提出。
- (6) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年4月30日）平成17年5月13日関東財務局長に提出。
- (7) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成17年5月1日 至 平成17年5月31日）平成17年6月10日関東財務局長に提出。
- (8) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成17年6月1日 至 平成17年6月30日）平成17年7月11日関東財務局長に提出。
- (9) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成17年7月1日 至 平成17年7月31日）平成17年8月11日関東財務局長に提出。
- (10) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成17年8月1日 至 平成17年8月31日）平成17年9月12日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年 9 月24日

東海カーボン株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	佐藤 正樹	印
--------------	-------	-------	---

代表社員 関与社員	公認会計士	安原 清一	印
--------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成16年1月1日から平成16年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社の平成16年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2004年8月10日を払込期日として海外市場における募集を行う方法により2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月22日

東海カーボン株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 正樹	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎	印
----------------	-------	---------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社の平成17年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成17年7月26日にERFTCARBON社の出資持分を取得し、子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年9月24日

東海カーボン株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	佐藤 正樹	印
--------------	-------	-------	---

代表社員 関与社員	公認会計士	安原 清一	印
--------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成16年1月1日から平成16年12月31日までの第143期事業年度の中間会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東海カーボン株式会社の平成16年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年1月1日から平成16年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2004年8月10日を払込期日として海外市場における募集を行う方法により2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月22日

東海カーボン株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 正樹	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎	印
----------------	-------	---------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第144期事業年度の中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東海カーボン株式会社の平成17年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成17年7月26日にERFTCARBON社の出資持分を取得し、子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。